

利用ルール

荷さばき駐車場は、専ら集配送や積替え等の荷さばき利用のために提供するものであり、利用に当たっては下記のルールを遵守してください。

なお、東京都等の都合により、荷さばき駐車場が使えなくなる場合があります。

【利用資格】

以下の要件を全て満たす者に利用資格を認めることとする。

《対象者》

- ・ 一般貨物運送業の許可を得ている事業者又は軽貨物運送業に登録している事業者のうち都内に事業所等を有する企業、又は、東京都から利用を認められた企業及び事業者
- ・ 東京都が推進する「物流効率化の取組み」(<https://t-butasuryu-biz.metro.tokyo.lg.jp/>)の趣旨に賛同し、本利用ルールを遵守することができる企業



《車両》

- ・ 事前に東京都に利用登録申請を行った事業者又は企業の車両で、利用可能な車両規模であること。

なお、利用可能な車両規模及び車両数は、下記の通り。

利用可能な車両規模	駐車可能台数
小型自動車（ワンボックス、ライトバン等） 小型トラック（2～3 tトラック） 中型トラック（4 tトラック） (最大寸法：全長 9m以下、全幅 2.5m以下、全高 3.5m以下)	1台
軽貨物車（軽ワンボックス等） (最大寸法：全長 3.4m以下、全幅 1.48m以下)	2台 <u>(並列)</u>

《利用可能時間》

- ・利用可能時間（午前 8 時から午後 10 時まで）

《利用目安時間》

- ・利用目安時間（連続 45 分）

※但し、荷さばき等の状況により、必要がある時は、これに限りません。

【利用方法】

《登録方法》

- ・利用開始に当たっては、あらかじめ東京物流ビズホームページ (<https://t-butstryu-biz.metro.tokyo.lg.jp/>) から利用登録



申請書をダウンロードして、必要事項を入力の上、下記のメールアドレス宛にお送りください。

〈利用登録申請書送付先〉

S0000178@section.metro.tokyo.jp

※利用登録申請書を確認後、利用証をメールにて送付いたします。

利用証の発行は、3 営業日程度かかることがありますので、あらかじめ御了承ください。

※必要に応じて、追加の書類等をご提出していただく場合もあります。（一般貨物自動車運送事業許可書の写し、使用車両の車検証の写し等）

《駐車方法》

- （1）利用ルールをよく読み、利用を開始してください。利用を開始する際、利用開始時間をご自身でご確認ください。
- （2）荷さばき駐車場の利用中は、東京都から発行された利用証をダッシュボード上に掲示していただき、外部から確認できるようにしてください。
- （3）利用開始時間から 45 分を目安に荷さばき駐車場の利用を終了してください。但し、荷さばき等の状況により、必要がある時は、これに限りません。

《荷さばきについて》

- ・荷さばきを行う際は、他の車両や通路に支障とならないようご注意ください。

《トラブル対応》

- ・トラブル発生時は、当事者間での解決を基本とします。
- ・駐車場で設備の破損事故等が発生した場合は、駐車場管理者等にご連絡ください。
- ・駐車方法を守らない利用者を発見した場合は、時間及び車両ナンバーを事業実施者にご連絡ください。

【駐車場管理者】

公益財団法人 東京都道路整備保全公社 東部営業所
03-5638-3760

【事業実施者】

東京都 都市整備局 都市基盤部 交通企画課 調査担当
03-5388-3283

【放置車両】

- ・利用可能時間を大幅に超えて車両の放置が確認された場合は、車両情報を記録し、放置車両として警察に通報の上、所有者に損害賠償請求をする場合があります。

【満車時の駐車待ち】

- ・駐車場が満車の場合は路上での駐車待ちは行わないでください。

【登録内容の変更】

- ・登録内容に変更があった場合は、速やかに登録内容を更新してください。
※登録情報が異なる場合、利用資格の取消規程に抵触する可能性があります。

【利用ルールの遵守】

- ・荷さばき駐車場を利用する際は、利用ルールを遵守してください。
- ・利用ルール、禁止事項及び利用資格の取消規程に違反した場合又は登録申請の記載内容に虚偽が発覚した場合は、利用資格を取り消す可能性があります。
- ・荷さばき駐車場内は禁煙とします。

上記のほか、東京都の指示に従ってください。また、利用者は、別添の禁止事項及び利用資格の取消規程を十分に確認し、同意した上で、利用してください。

なお、本ルールは令和8年1月28日(水)より適用し、予告なく変更する場合があります。